

整理番号 42

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

774003

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	駐車料		
年月日	平成 30年6月 2日～平成 年 月 日	金額	300円

目的	一般社団法人日本ボーイスカウト静岡県連盟総会出席のため <i>意見交換実施</i>								
使途	駐車料								
政務活動・ 県政との 関連性	県議会ボーイスカウト活動支援推進議員連盟の委員として出席 県内スカウトの拡大と合わせて、青少年育成活動への支援も行っている。								
<p>《領収書貼付枠》</p> <div style="text-align: center;"> <p>静岡市出納員 静岡市財七(株)代表取締役 静岡市清水駅東口駐車場</p> <p>領 収 証</p> <p>入庫日時 2018年06月02日 13時09分 精算日時 2018年06月02日 14時23分 No.31-000028 券No.11-455883</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>駐車料金(1台)</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>現金計</td> <td style="text-align: right;">300円</td> </tr> <tr> <td>投入現金</td> <td style="text-align: right;">1,000円</td> </tr> <tr> <td>釣銭額</td> <td style="text-align: right;">700円</td> </tr> </table> </div>		駐車料金(1台)	300円	現金計	300円	投入現金	1,000円	釣銭額	700円
駐車料金(1台)	300円								
現金計	300円								
投入現金	1,000円								
釣銭額	700円								

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	300円	/	300円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成30年度
定時総会・表彰式

日 時	平成30年6月2日(土) 受付10時00分より
(1) 講演会受付	10時00分～
(2) 講演会	10時30分～
(3) 表彰式受付	12時30分～
(4) 表彰式	13時00分～
(5) 定時総会	13時45分～
(6) 交歓会	17時00分～

会 場 静岡市東部勤労者福祉センター(清水テルサ)
静岡市清水区島崎町223番地



一般社団法人
日本ボーイスカウト静岡県連盟

整理番号	83
------	----

決裁	会派代表者	岡本	経理責任者	田内	経理担当者	岡本
----	-------	----	-------	----	-------	----

支出証拠書

780002

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	デジタル複合機リース料 (1年分)		
年月日	平成 30年 6月 4日～平成 年 月 日	金額	24,883 円

目的	政務活動事務所における、コピー・FAX受信・資料印刷
使途	政務活動関係資料の作成・FAX受信
政務活動・ 県政との 関連性	-
<<領収書貼付枠>> 30-06-04 リコーリース (カ) 24,883	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	24,883 円	100%	24,883 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成30年度 中部横断自動車道整備促進静岡県中部地域協議会

総会 次第

1 日 時 平成30年6月8日(金) 午後1時45分～午後3時30分

2 会 場 グランディエール ブケトーカイ 4階 シンフォニー

3 内 容

<第1部>

(1) 開会挨拶

会長 静岡市長 田辺 信宏

(2) 来賓祝辞

国土交通省 中部地方整備局 静岡国道事務所 所長 隅藏 雄一郎

静岡県知事 代理 静岡県交通基盤部 部長 平野 忠幸

高規格道路整備促進静岡藤枝地域議員連盟会長 静岡市議会議長 田形清信

(3) 来賓紹介・祝電披露

(4) 進捗状況報告

中日本高速道路株式会社 東京支社 清水工事事務所 所長 岩立 次郎

国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 事業対策官 今津 洋

(5) 議 事 議長 静岡市長 田辺 信宏

第1号議案 平成29年度事業報告

第2号議案 平成29年度収入支出決算報告

第3号議案 本協議会のあり方(案)

第4号議案 開通関連費の使途(案)

第5号議案 平成30年度事業計画(案)

第6号議案 平成30年度収入予算(案)

第7号議案 規約改正(案)

(6) 閉 会

副会長 静岡商工会議所会頭 酒井 公夫

<第2部>

静岡県内区間開通直前 パネルディスカッション

【未来へつながる道、中部横断自動車道全線開通をめざして!】

参加者：静岡市長、佐久市長、静岡商工会議所会頭、佐久商工会議所会頭

整理番号 45

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

77400/

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	平成30年度次郎長翁を知る会年会費		
年月日	平成30年6月10日~平成 年 月 日	金額	2,000円

会の趣旨・目的	次郎長翁の生涯に関する調査・研究によりその正しい実像を後世に伝えるとともに、観光資源の開発と振興によって地域の活性化を図ることを目的とする。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・次郎長翁に関する調査・研究 ・次郎長翁に関する講座の開催 ・次郎長翁に関する古文書の収集 ・次郎長翁に関する刊行物の発行 ・観光宣伝事業への協力 ・その他、本会の目的を達成するための必要な事項
政務活動・県政との関連性	<ul style="list-style-type: none"> ・次郎長の晩年は、富士の開墾および英語塾を開設し、地域の発展に尽力した。(教育にも政策的に活かせる) ・出前授業(清水小学校4年生)次郎長を学び、骨太な生き方を学ぶ
<<領収書貼付枠>> *別紙に貼付 ※添付書類： <u>団体の会則</u> ・事業概要・ <u>その他</u> (総会議案書)	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,000円	100%	2,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

《別紙領収書貼付》

領 収 書

No.31

林 芳久仁 様

一金 2,000 円

但し、平成30年度次郎長翁を知る会年会費として

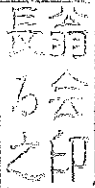
上記のとおり領収いたしました

平成 30年 6月 10日

次郎長翁を知る会
会長



司



次郎長翁を知る会 会則

(名称)

第1条 この会は、「次郎長翁を知る会」(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、(公財)静岡観光コンベンション協会清水事務所内に置く。

(目的)

第3条 本会は、次郎長翁の生涯に関する調査・研究によりその正しい実像を後世に伝えるとともに、観光資源の開発と振興によって地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 次郎長翁に関する調査、研究。
- (2) 次郎長翁に関する講座の開催。
- (3) 次郎長翁に関する古文書の収集。
- (4) 次郎長翁に関する刊行物の発行。
- (5) 観光宣伝事業への協力。
- (6) その他、本会の目的を達成するための必要な事項。

(会員)

第5条 本会の会員は、本会設立趣旨に賛同する個人及び法人をもって会員とする。

(会費)

第6条 本会の経費は、会費、賛助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- | | | |
|--------|----------|--------|
| (1) 会費 | 個人会員1口年額 | 2,000円 |
| | 法人会員1口年額 | 5,000円 |

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 名誉会長 1名
- (2) 最高顧問 若干名
- (3) 顧問 若干名
- (4) 会長 1名
- (5) 副会長 若干名
- (6) 会長補佐 1名
- (7) 理事 若干名
- (8) 参与 若干名

- (9) 運営委員 若干名
- (10) 会計 1名
- (11) 監事 2名

(任期)

第8条 本会の役員選出及び任期。

- (1) 会長は、総会において選出する。
- (2) その他の役員は、会長が委嘱する。
- (3) 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会議)

第9条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会は、年1回会長が招集する。
- (2) 理事会は、必要に応じ会長が招集する。
- (3) 運営委員会は、必要に応じ会長が招集する。
- (4) 会議の議長は、会長をもってあてる。
- (5) 総会は、会員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。ただし、委任状をもって出席とみなす。
- (6) 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第11条 本会は、会長の指示により運営する。

附 則

- 1 この会則は、平成4年5月6日から施行する。
- 2 この会則は、平成7年6月12日から施行する。
- 3 この会則は、平成12年6月12日から施行する。

平成30年度

第26回 次郎長翁を知る会

通常総会議案書

期 日 平成30年6月10日(日)
会 場 静岡市東部勤労者福祉センター
清水テルサ

次郎長翁を知る会

平成30年度 第26回通常総会

次 第

1 総 会

13:30～

- (1) 会長あいさつ
- (2) 祝 辞
- (3) 来賓紹介
- (4) 議 事

第1号議案 平成29年度事業報告について

第2号議案 平成29年度収支決算の報告について

監査報告

第3号議案 平成30年度事業計画(案)について

第4号議案 平成30年度収支予算(案)について

報告事項 事務局の名称変更について

2 会員研修会

14:30～

講 演 会

演 題:「波止場浪漫」の人々とその時代

講 師:植木 豊氏

プロフィール

(昭和39年)神戸市生まれ。早稲田大学大学院理工学研究科修了。
諸田玲子著「波止場浪漫」の主要な登場人物「医師・植木重敏」の曾孫。
2011年家系調査を始め、その過程で「植木重敏」と「次郎長」との関係を
明らかにし、清水郷土史研究会「清見潟」等に発表。
現在はNHKのおもに科学番組のプロデューサー。

平成30年度会員状況報告

(1) 設立(平成4年6月)当時会員合計 256
法人会員 68社
個人会員 188名

(2) 平成29年度(当初)会員合計 133
法人会員 23社
個人会員 110名

(3) 平成30年度(当初)会員合計 131 - 41社消去 51名
法人会員 23社
個人会員 108名

平成29年度事業報告

1 会議

(1) 総会

第25回 通常総会

ア 日時：平成29年6月11日（日） 13時30分
イ 場所：静岡市東部勤労者福祉センター 清水テルサ 6階
出席47、委任状52 合計 99

ウ 会員研修会

生家改修工事の中間報告「甦る次郎長生家」 講演 杉山知之氏
映画 「秋葉の火祭り」

(2) 運営委員会

平成29年

第1回	4月12日（水）	平成29年度通常総会議事、清水区ボランティアガイドの会について
第2回	5月31日（水）	平成29年度通常総会議事及び会報36号発行、咸臨丸150年特別事業について
第3回	7月26日（水）	平成29年度通常総会の反省、秋の史跡探訪ツアーについて
第4回	8月30日（水）	秋の史跡探訪ツアーと咸臨丸150年特別事業について
第5回	9月20日（水）	咸臨丸150年特別事業、清水区観光ボランティアガイドの会について
第6回	10月18日（水）	秋の史跡探訪ツアーと咸臨丸150年特別事業、案内看板設置について
第7回	12月6日（水）	秋の史跡探訪ツアーの反省と咸臨丸150年特別事業、次郎長巷談、ウォーキングについて

平成30年

第8回	1月17日（水）	第26回通常総会議事、咸臨丸150年特別事業、会報37号について
第9回	2月28日（水）	第26回通常総会議事、会報37号について
第10回	3月28日（水）	第26回通常総会議事、咸臨丸150年特別事業、咸臨丸子孫の会について

2 事業等

(1) 次郎長125回忌供養

- ア 日時：平成29年6月11日（日） 10時から
- イ 場所：梅蔭禅寺 次郎長墓前

(2) 次郎長史跡探訪ツアー

- ア（秋季）「次郎長売出す！庵原川の喧嘩仲裁の舞台裏と富士川舟運の史跡をめぐる旅」探訪ツアー

- ・日程 平成29年11月1日（水）
- ・行先 山梨県西八代郡市川三郷町鴨狩津向
鴨狩津向村共同墓地ほか
- ・参加者 20名

(3) 文化交流事業

ア 次郎長巷談

- ・日時 平成29年6月28日、7月26日、9月16日、10月28日
各回 13時30分～15時
- ・内容 「誰にもわかる！やさしい次郎長巷談」シリーズ4回連続講座
講師：山田健司氏 中田元比古氏
- ・場所 清水港船宿記念館「末廣」
- ・参加者 延80名

イ 次郎長ウォーキング

- ・日時 平成29年1月24日（水）10時00分～12時30分
- ・内容 「甦った次郎長生家の見学と次郎長が生まれ育った故郷の史跡散策」
講師：中田元比古氏
- ・参加者 29名

(4) 案内看板の設置

- ・設置場所 壮士墓、美濃輪稻荷神社、次郎長堤

(5) 壮士の墓 墓参と清掃

- 9月20日、3月20日に有志により供養

(6) 地域学習（公開講座）への協力

- ・日程 10月19日（木）
- ・内容 静岡市立清水小学校に資料の提供
「清水次郎長について」

(7) 「次郎長生家を活かすまちづくりの会」との会合を実施

- ・日程 1月17日

3 広報活動

(1) 会報の発行

第36号 平成29年6月1日 300部発行

(2) 本会ホームページの維持・管理

(3) 咸臨丸子孫の会 第20回総会への出席

・日時 3月18日(日) 11時00分

・開催地 神奈川県横浜市 横浜開港資料館

・参加者 ■■■■■氏 ■■■■■氏

(4) 取材・撮影への協力

静岡朝日テレビ「サタハビしずおか」(1月27日放映)

「とびつき!しずおか」(2月27日放映)

NHK「ウィークエンド中部」(2月27日放映)

次郎長翁を知る会 一般会計
平成29年度 収支決算書
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

収入決算額 1,056,036 円

支出決算額 523,383 円

収支差額 532,653 円(次年度へ繰越)

収入の部

(単位:円)

項	目	当初予算額	補正・流用額	現計予算額	決算額	比較	備考
1会費	(1)会費	335,000	0	335,000	308,500	△ 26,500	個人会員98名 法人会員21社
2諸収入		300,470	0	300,470	133,006	△ 167,464	
	(1)参加者負担金	300,000	0	300,000	133,000	△ 167,000	秋の史跡探訪ツアー
	(2)雑収入	470	0	470	6	△ 464	預金利子
3繰越金	(1)繰越金	614,530	0	614,530	614,530	0	前年度繰越金
合 計		1,250,000	0	1,250,000	1,056,036	△ 193,964	

支出の部

(単位:円)

項	目	当初予算額	補正・流用額	現計予算額	決算額	比較	備考
1会議費	(1)会議費	130,000		130,000	75,933	△ 54,067	総会経費
2事務局費		150,000	0	150,000	92,542	△ 57,458	
	(1)旅費	50,000	0	50,000	10,080	△ 39,920	成隨丸子孫の会総会 ツアー現地調査
	(2)需用費	80,000	△ 4,000	76,000	58,462	△ 17,538	慶弔花代ほか
	(3)負担金	20,000	4,000	24,000	24,000	0	他団体会費ほか
3事業費		770,000	0	770,000	304,908	△ 465,092	
	(1)印刷製本費	200,000	0	200,000	61,560	△ 138,440	会報36号発行
	(2)視察研修費	300,000	0	300,000	138,318	△ 161,682	秋の史跡探訪ツアー
	(3)文化交流費	50,000	0	50,000	11,500	△ 38,500	次郎長生家工事完工式 御祝ほか
	(4)史跡保存費	150,000	0	150,000	44,280	△ 105,720	史跡案内看板設置費3ヶ所
	(5)広報活動費	70,000	0	70,000	49,250	△ 20,750	インターネットHP管理費
4積立金	(1)積立金	50,000	0	50,000	50,000	0	史跡保存事業推進積立金
5予備費	(1)予備費	150,000	0	150,000	0	△ 150,000	
合 計		1,250,000	0	1,250,000	523,383	△ 726,617	

平成29年度

特別事業積立金・次郎長史跡保存事業推進積立金決算書

1 前年度までの積立金

特別事業積立金 100,052円

次郎長史跡保存事業推進積立金 50,027円

2 預金利子

特別事業積立金 4円

次郎長史跡保存事業推進積立金 2円

3 積立金取崩額 0円

4 特別事業積立金 0円

5 次郎長史跡保存事業推進積立金 50,000円

合計(次年度積立金) 200,085円

監 査 報 告 書

平成29年度「次郎長翁を知る会」の計算書類等に関する監査を行いましたので下記のとおり報告します。

平成30年4月23日

平成29年度 次郎長翁を知る会
会 長 山 田 健 司 様

平成29年度 次郎長翁を知る会

監 事

印

監 事

記

1. 監 査 年 月 日 平成30年4月23日
2. 監査の対象期間 平成29年4月1日～平成30年3月31日
3. 監 査 事 項 平成29年度の「次郎長翁を知る会」決算作成に係る関係書類等、預金通帳
4. 監 査 の 結 果 関係書類は適正に処理され、数値においても正確に表示されていることが認められた。

平成30年度事業計画（案）

1 基本方針

次郎長翁を知る会の目的は郷土の生んだ次郎長の真の人間像を探り、後世に継承していくことにある。

今年は明治元年9月18日清水港内で起きた咸臨丸事件の犠牲者を、次郎長は新政府軍の厳しい統制の下にもかかわらず向島の地に葬り壮士墓を建立して150年になる。

今年度はこの次郎長の義挙を「咸臨丸事件・壮士墓建立150年記念事業」として最重要事業と位置づけ、関係する諸団体とともに市民にも呼びかけて実施していく。また、その他の諸活動も推進していく考えである。

2 事業計画

(1) 会議

ア 通常総会

(ア) 日時 平成30年6月10日(日) 13時30分より

(イ) 場所 清水テルサ 7階 会議室

(ウ) 議事 平成29年度事業報告・決算及び監査報告
平成30年度事業計画(案)・予算(案)

(エ) 会員研修

植木 豊氏 講演会

イ 運営委員会

- ・日時 随時開催
- ・場所 静岡市清水産業・情報プラザ2F

(2) 事業

ア 次郎長126回忌供養

- ・日時 平成30年6月10日(日) 10時より
- ・場所 梅蔭禅寺 次郎長墓前

イ 次郎長史跡探訪事業

- ・秋季 平成30年 10月23日(火) 24日(水) 1泊2日
千葉県市原市 伏谷如水墓 墓参

ウ 次郎長巷談の開催

- ・「激動の幕末維新を生きぬいた次郎長」

日時 第1回5月16日(水)

講師 中田元比古氏

テーマ 荒神山の決闘から明治維新を迎えるまで

第2回6月16日(土)

講師 山田健司氏

テーマ 伏谷如水に街道警固役を任せられた次郎長

第3回7月21日(土)

講師 山田健司氏

テーマ 次郎長と咸臨丸事件

第4回8月18日(土)

講師 山本量正氏

テーマ 清水港築港と次郎長

各回 13時30分～15時

場所 清水港船宿記念館「末廣」

エ 次郎長ウォーキングの開催

日程 2月

講師 中田元比古氏

テーマ 次郎長の三保開墾地とゆかりの地を辿る

オ 史跡保存事業

- ・壮士墓 墓参と清掃

春・秋の彼岸

- ・壮士墓 補修

カ 広報事業

- ・会報「次郎長」第37号の発行

- ・当会の活動を紹介するホームページの管理運営

キ 特別事業

- ・「咸臨丸事件・壮士墓建立150年記念事業」

日程 9月17日(祝・月)

供養祭、記念講演会

壮士墓パンフレット作成、関係団体との交流

第4号議案

平成30年度収支予算（案）

収入の部

(単位:円)

項	目	予算額	前年度当初 予算額	増 減	摘 要
1 会費	(1)会費	331,000	335,000	△ 4,000	法人会員 23社 @5,000円 個人会員 108名 @2,000円
2 諸収入		756,347	300,470	455,877	
	(1)参加者負担金	750,000	300,000	450,000	秋の史跡探訪ツアー @25,000×30名=750,000円
	(2)雑収入	6,347	470	5,877	受取利子他
3 繰越金	(1)繰越金	532,653	614,530	△ 81,877	前年度繰越金
合 計		1,620,000	1,250,000	370,000	

支出の部

(単位:円)

項	目	予算額	前年度当初 予算額	増 減	摘 要
1 会議費	(1)会議費	180,000	130,000	50,000	総会、150年記念事業経費ほか
2 事務局費		150,000	150,000	0	
	(1)旅費	50,000	50,000	0	調査旅費ほか
	(2)需用費	70,000	80,000	△ 10,000	通信運搬費、会費振込手数料 消耗品費ほか
	(3)負担金	30,000	20,000	10,000	他団体会費
3 事業費		1,270,000	770,000	500,000	
	(1)印刷製本費	320,000	200,000	120,000	壮士墓パンフレット、会報37号発行
	(2)視察研修費	750,000	300,000	450,000	秋の史跡探訪ツアー @25,000×30名=750,000円
	(3)文化交流費	40,000	50,000	△ 10,000	交流事業経費
	(4)史跡保存費	90,000	150,000	△ 60,000	次郎長史跡案内標識等設置経費
	(5)広報活動費	70,000	70,000	0	HP管理経費
4 積立費	(1)積立費	0	50,000	△ 50,000	史跡保存事業推進積立金
5 予備費	(1)予備費	20,000	150,000	△ 130,000	
合 計		1,620,000	1,250,000	370,000	

各項目間の流用を認める。

整理番号 46

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

78000/

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	来客用お茶		
年月日	平成 30年 6月 10日～平成 年 月 日	金額	2,021円

目的	政務活動に関する相談・意見交換にみえる来客用接待のため
使途	来客用お茶
政務活動・ 県政との 関連性	—
《領収書貼付枠》	

ふじのくに県民クラブ 領収証 (クレジット利用) 2018年06月10日 (日)
林 芳久仁様

¥2,021-

上記正に領収しました(消費税等 149円を含みます)
但し(食料品等・雑貨等)
食鮮館タイヨー 長崎店 静岡県静岡市清水区長崎606
TEL:054-344-7700

※保管上のお願い
財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者
0012-2432-7572

※ 令和元年度正印月系田
2018年06月10日(日)10:27 ｼﾞｯﾄﾞ0012
スNo00732732
ｽｷﾝｼﾞ0006 スｷﾝNo3438
おーいお茶緑茶525 ¥1,872
小計 ¥1,872
(外税ﾀｲﾔ) ¥1,872
外税 ¥149
外税計 ¥149
合計 ¥2,021
お買上点数 1点
ｼﾞｯﾄﾞNo7572 店No00209

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,021円	100%	2,021円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	47
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

780005

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料（6月分）		
年月日	平成30年6月11日～平成 年 月 日	金額	48,900円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
使途	平成30年6月分リース料
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

30-06-11 | BF | *48,900 | ニッサンファイナンス

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	48,900円	100%	48,900円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	48
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

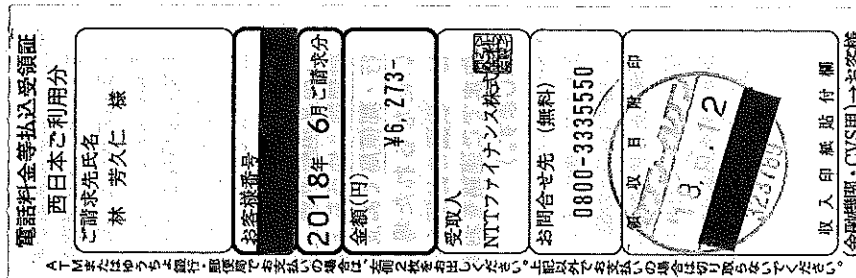
支出証 抛書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	FAX・インターネット接続料(6月分)		
年 月 日	平成 30年 6月 12日～平成 年 月 日	金 額	3,137 円

目 的	政務活動を行うためのFAX・インターネットの利用のため
使 途	FAX・インターネット接続料 (平成30年6月分)
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	6,273 円	1/2	3,137 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 49

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

77400/

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	心身障害者施設「ともの家」年会費		
年月日	平成 30年 6月 21日~平成 年 月 日	金額	2,080 円

会の趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者も主人公として精いっぱい生き、人間としてたくましく、豊かな人生を築く事を目指す。 ・ 地域の人々の理解と協力のもとに、共に生きる町づくりを目指す。 ・ 障害者や家族・関係者一人ひとりの意見を大切にしたい、民主的な運営を目指す。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の自立グループホームを運営 ・ 公共施設及び店舗で、施設で作ったパンやクッキーの販売をする ・ 年1回バザー開催及び広報活動
政務活動 県政との関連性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護及び就労支援等の相談窓口になる。また、保護者の行政への要望も聞き、政策に反映させる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
30-06-21	23481	A93140003
取扱店	店名	振替受付票
ファミスタキョウ	00890-8	#80
払込口座	00890-8	69220
払込金額	#6,000	料金
		振替手数料
		#80

払込みの証拠となるものを大切に保存して下さい。
料金は、消費税込額が含まれています。
(ゆうちょ銀行)

林 芳久仁 林 芳久仁 林 芳久仁
ふじのくに県民クラブ

入金額 *10,000
おつり *3,920

はじめの投資信託をゆうちよが応援します！

印紙税申告納付につき廻り事務署名承認済

*会費 6,000 円のうち、会則で定める 2,000 円に振り込み手数料 80 円を加えた金額を請求する。
※ 添付書類：団体の会則・事業概要 (29年5月15日に添付済み)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,080 円	100%	2,080 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

パンと焼き菓子のお店 tomo

静岡市清水区にある「ともの家」は心身に障がいのある仲間たちの働く場です。

(社福) 清水あすなろ福
社会 ともの家
054-352-1197

トップページ

ともの家の理念

ともの家 (施設情報)

グループホームとも・SUN

Shop はなみずき

「畑日記」

仲間、作業・活動報告2018

フォトアルバム9「2018.6
～」

フォトアルバム8「2017.11
～」

動画

ともの家通信

「ともの家」をささえる会

第二グループホーム完成ま
で (完)

25周年記念イベント (完)

新工場建設雑記 (完)

仲間、作業・活動報告20
10

仲間、作業・活動報告20
11

仲間、作業・活動報告20
11 (PART 2)

仲間、作業・活動報告20
12


仲間、作業・活動報告20
12 (PART 2)

「ともの家」をささえる会

「ともの家」をささえる会 会則

- 名称** この会の名称は【「ともの家」をささえる会】とします。
- 目的** この会は、心身障害者施設「ともの家」が行う諸活動及び財政的な援助を行うことを目的とします。
- 構成** この会は、会の目的に賛同する人々により構成します。
また、会員は誰でも平等の資格で加入することができ、会の運営や会が主催する活動に対して意見を述べたり、共に参加することができます。
- 会費** 会費は、個人会費年額一口貳千円、法人会費年額一口伍千円で、口数の制限はしません。
- 事業** この会は、次の事業を行います。
 - ・心身障害者施設「ともの家」が行う諸活動を援助します。
 - ・会員相互の交流及び研修を行います。
 - ・その他、目的達成に必要な活動をすすめます。
- 運営・組織・役員**
 - (1) 総会は年一回開き、会の重要事項を決定します。
 - (2) この会には次の役員を置き、会の運営を進めます。
 - ・会長 (一名) ・副会長 (若干名) ・運営委員 (若干名)
 - ・事務局長 (一名) ・会計 (一名) ・会計監査 (一名)
 - ・これらの役員は総会で専任し、任期は一年とします。但し、再任を妨げません。
 - (3) この会の事務局は、「ともの家」内に置きます。
 - (4) この会には、顧問を置くことができます。
- 財政** この会の財政は、会費及び寄付金等でまかないます。
- 発行** この会の発行は、1989年4月1日とします。

パンと焼き菓子のお店 tomo

(社福) 清水あすなる福祉会 ともの家 
054-352-1197

静岡市清水区にある「ともの家」は心身に障がいのある仲間たちの働く場です。

トップページ

ともの家の理念

ともの家 (施設情報)

グループホームとも・SUN

Shopはなみずき

「畑日記」

仲間、作業・活動報告2018

フォトアルバム9「2018.6
～」

フォトアルバム8「2017.11
～」

動画

ともの家通信

「ともの家」をささえる会

第二グループホーム完成ま
で (完)

25周年記念イベント (完)

新工場建設雑記 (完)

仲間、作業・活動報告20
10

仲間、作業・活動報告20
11

仲間、作業・活動報告20
11 (PART 2)

仲間、作業・活動報告20
12

仲間、作業・活動報告20
12 (PART 2)

ともの家の理念

社会福祉法人清水あすなる福祉会 心身障がい者施設 ともの家



「ともの家」 設立理念

1・障がい者も主人公として精一杯生き、人間としてたくましく、豊かな人生を築くことを目指します。

2・地域の人々の理解と協力のもとに、共に生きる町づくりを目指します。

3・障がい者や家族・関係者一人ひとりの意見を大切に、民主的な経営を目指します。

【開設】 1988年11月13日 「ともの家」共同作業所として開所

・
・
・

2006年10月1日 グループホーム「とも」 自立支援法に基づく共同生活
介護・共同

生活援助に移行

2007年4月1日 自立支援法に基づく就労継続支援（B型）・生活介護事業
所へ

移行

2012年4月1日 第2グループホーム「SUN」開所 共同生活介護・共同生
活援助

2016年1月12日 パンと焼き菓子のお店 tomo オープン

【目的】 労働を生活の柱に、仕事を通して社会とのつながりを持ち、自信と潤いのある生活を築く。

【活動内容】 一人ひとりの願いや希望を大切に、充実した生活を送れるよう、仕事、創作活動、体力づくり、季節行事、余暇活動など、障がいに応じたとりくみを行います。

仲間、作業・活動報告 2013

仲間、作業・活動報告 2013 (PART 2)

仲間、作業・活動報告 2014

仲間、作業・活動報告 2014 (PART 2)

仲間、作業・活動報告 2015

仲間、作業・活動報告 2015 (PART 2)

仲間、作業・活動報告 2016

仲間、作業・活動報告 2016 (PART 2)

仲間、作業・活動報告 2017

フォトアルバム1「2013.01～2013.07」

フォトアルバム2「2013.07～2013.12」

フォトアルバム3「2014.01～2014.06」

フォトアルバム4「2014.07～2014.12」

フォトアルバム5「2015.01～2015.03」

フォトアルバム6「2015.04～2016.06」

フォトアルバム7「2016.07～2017.11」

【障害者自立支援法に基づく事業・定員】

・生活介護ともの家：20名

・就労継続支援（B型）ともの家：10名

・共同生活介護・共同生活援助 グループホームとも：5名 SUN：7名

~~~~~

・ともの家

静岡市清水区船越東町262-2

・パンと焼き菓子のお店 tomo

静岡市清水区船越南町279-5

生まれ育った地域で暮らし働く、その理念に則って運営している暮らしの場。

・グループホームとも

静岡市清水区南岡町7-26

・グループホームSUN

静岡市清水区北脇377-5

・Shop はなみずき

静岡市清水区役所1階ロビー  
清水区内12施設の共同運営のお店です。

2018.07.02 Monday

携帯サイト



林 芳久仁 様

平成 30 年 5 月 吉日

## ともの家をささえる会 総会のご案内

拝啓 初夏の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃はささえる会の会員としてご協力をいただき、誠にありがとうございます。

昨年度皆さまからいただいたご寄付は、新しい車両購入費の一部とさせていただきます。車椅子が 2 台乗車できる 10 人乗りリフト付き自動車です。14 年間使用したこれまでの車両は老朽化が激しく、ここ数年は修理を繰り返しながら使用していましたが、安全面も考え購入に踏み切ることになりました。6 月の納車を楽しみにしています。

ささえる会では今年度も引き続き、施設及び仲間たちのために、少しでも力になればと考えております。何かとお忙しいことと存じますが、下記の通り総会を開催いたしますので、ご出席の程宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日 時 : 平成 30 年 6 月 16 日 (土)

13:30~14:30

場 所 : ともの家 2 階

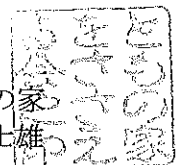
## 会員継続のお願い

今年度におかれましても、是非「ともの家をささえる会」の会員として、継続していただけますよう、宜しくお願い申し上げます。又、皆様の近辺で本会の主旨に賛同願える方がおられましたら、是非会員を増やしていただきたいと思えます。

尚、会計報告につきましては、別紙にてご報告させていただきますのでご参照願います。継続の手続きに関しましては、ともの家にお越しいただくか、同封の郵便振込をご利用下さい。郵便振込の場合は、振込票で領収書に替えさせていただきますが、領収書をご入用の節はお申し付け下さい。

会費は例年の通り、6,000 円です。

心身障がい者施設 ともの家  
ささえる会会長 桑原富士雄



整理番号 50

|    |       |      |       |      |       |      |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|
| 決裁 | 会派代表者 | (岡本) | 経理責任者 | (田内) | 経理担当者 | (岡本) |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|

支出証拠書 (各種団体会費)

774001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

|      |                        |    |         |
|------|------------------------|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費              |    |         |
| 内容   | 公益財団法人オイスカ 30年度会費      |    |         |
| 年月日  | 平成 29年 6月 21日~平成 年 月 日 | 金額 | 20,000円 |

|              |                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会の趣旨・目的      | <ul style="list-style-type: none"> <li>「すべての人々がさまざまな違いを乗り越えて共存し、地球上のあらゆる生命の基盤を守り育てようとする世界」を目指す。</li> <li>主に、アジア・太平洋地域で農村開発や環境保全活動を展開している。</li> </ul>                                                                        |
| 会の活動内容等      | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内では、農林業体験やセミナー開催などを通しての啓発活動や、植林および森林整備による環境保全活動をしている。</li> <li>国内外の活動への支援 (ベルマーク・古本・書き損じはがきや募金など身近にできる活動を行う。)</li> <li>講演会開催やイベントへの招待</li> <li>「海岸林再生プロジェクト」ボランティア参加募集 他</li> </ul> |
| 政務活動・県政との関連性 | 森林造林等、富士山を中心に各県内森林間伐および里山づくり等の活動を、地域の人達と進め環境向上に努める一方、県行政への要望事項もあり、森林環境を守っていく支援を要請していく。                                                                                                                                      |

《領収書貼付枠》

別紙に添付

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ( )

| 按分の理由            | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 20,000円  | /      | 20,000円       |
|                  |          | 100%   |               |

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

受領証

〒4240057

静岡県 静岡市清水区堀込633-1

林 芳久仁 様

2018年度賛助会費

P-0000108855

金額 ￥20,000-

2018年6月21日

《別紙領収書貼付》

※受領証は再発行いたしません。 ※公益財団法人につき、非課税です。  
※受領印・またはサインのないもの及び手書きのものは無効です。  
※当該寄附金は税制上の優遇処置がございません。  
詳細につきましては、当公益財団法人のHPよりご確認ください。  
【税制上の優遇処置について】  
個人の方: 寄付金控除額の計算方法 法人の方: 損金算入限度額の計算方法  
※当受領証は確定申告の際証拠資料となります。また、控除の際、認定書が必  
要になる場合は、当公益財団法人のHPよりダウンロードできます。

お支払方法: 郵便振替

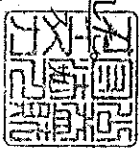
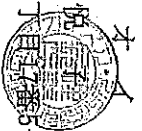
上記の通り、受領いたしました。

公益財団法人

理事長 中野

東京都杉並区和泉二丁目7番5号

TEL 03-3322-5161





# 公益財団法人オイスカ定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、公益財団法人オイスカ（以下「この法人」という。）と称し、(英文では Organization for Industrial, Spiritual and Cultural Advancement - International, Japan (通称=OISCA Japan) と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、国連経済社会理事会の諮問資格を有するオイスカ・インターナショナルの理念と精神に基づき、開発途上諸国に対する産業開発協力事業の推進及び地球環境保全等に関する事業を行い、これら諸国との友好親善及び広く地球社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

#### 1 公益目的事業

- (1) 開発途上諸国での持続的な農山漁村の地域開発協力事業
- (2) 開発途上諸国を中心に世界各地での環境保全及び環境教育推進のための「子供の森」計画事業
- (3) 開発途上諸国の持続的な地域開発推進のために受け入れる産業研修員の人材育成技術協力事業、及び外国人技能実習生受け入れに伴う職業紹介等の事業
- (4) 国際相互理解の促進、及び地球社会の持続可能な発展のための啓発普及事業
- (5) 開発途上国等における災害発生時の緊急支援、及び復興支援事業
- (6) 前各号の事業に必要な施設の設置運営及びその他この法人の目的を達成するために必要な事業

#### 2 その他の事業

この法人は、公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行うことができる。

- (1) 不動産賃貸業
- (2) その他前項各号に定める事業に関連する事業

- 3 前第1項及び第2項の事業については、アジア太平洋地域を主とした世界各国及び本邦各地において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

## 第2章 財産及び会計

(財産の種類別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という。）第172条第2項に規定する、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に、公益目的事業以外のために使用すべき旨を定めず寄附を受けた財産については、その50%又はそれ以上を公益目的事業に使用するものとし、その取り扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会の議決を経なければならない。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

- 2 この法人は、株式を保有しないものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載し

た書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

#### (事業報告及び決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

- 3 この法人は、第 1 項の定時評議員会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第 12 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 63 条第 1 項第 10 号の書類に記載するものとする。

#### (長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 13 条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

#### (会計原則等)

第 14 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める特定費用準備資金等取扱規程によるものとする。

## 第3章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員7名以上13名以内を置く。

(選任及び解任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員の候補者は次により選出する。

- (1) 個々の評議員の推薦による者
- (2) 理事及び監事の推薦により理事会の承認を経た者

3 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
  - ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ハ その評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
  - イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）
    - ① 国の機関

- ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には監事及びその親族その他特殊の関係にある者が含まれてはならない。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第21条第1項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第19条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第2節 評議員会

(構成)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第21条 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員（理事及び監事。以下同じ）の選任及び解任
- (2) 評議員の選任及び解任
- (3) 役員及び評議員の報酬等の総額及びその支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算（計算書類）の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第24条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

#### （種類及び開催）

第22条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

#### （招集）

第23条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

#### （招集の通知）

第24条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

#### （議長）

第25条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

#### （定足数）

第 26 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 27 条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 28 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 29 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその評議員会に出席した評議員の中から選任された議事録署名人 2 名、並びに出席した代表理事が記名押印するものとする。

(評議員会運営規則)

第 31 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## 第4章 役員等及び理事会

### 第1節 役員等

(種類及び定数)

第32条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上13名以内
  - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち2名を代表理事とし、3名以内を一般社団・財団法人法第197条が準用する第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。
- 3 代表理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 4 業務執行理事のうち、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

(選任等)

第33条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前第2項で選定された代表理事より理事長及び副理事長を選定する。
- 4 理事会は、その決議によって第2項で選定された業務執行理事より専務理事1名、常務理事2名以内を選定することができる。
- 5 監事は、この法人の理事及び評議員並びにこの法人の使用人を兼ねることができない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第34条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長と共にこの法人を代表し、理事長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 6 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規程による。



- 7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第35条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第36条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 役員は、第32条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第 37 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 38 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項の報酬の総額及び支給の基準は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第 39 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  - 3 前 2 項の取扱いについては、第 55 条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除)

第 40 条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(会 長)

第 41 条 この法人に、名誉的立場の会長を 1 名置くことができる。

- 2 会長は、理事会の決議を経て、推戴する。
- 3 会長の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第42条 この法人に、10名程度の顧問を置くことができる。

- 2 顧問の委嘱は、理事会において決議する。
- 3 顧問の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 顧問の任期は、委嘱後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

(参与)

第43条 この法人に、20名以上30名以内の参与を置くことができる。

- 2 参与の委嘱は、理事会において決議する。
- 3 参与の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 参与の任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結までとし、再任を妨げない。

(会長及び顧問・参与の職務)

第44条 会長及び顧問・参与は、理事会又は代表理事の諮問に応え、理事会又は代表理事に対し、参考意見を述べることができる。

## 第2節 理事会

(設置及び構成)

第45条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第46条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な使用人の選任及び解任

- (2) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (3) 内部管理体制の整備
- (4) 第40条第1項の責任の免除

(開 催)

第47条 理事会は、毎事業年度3回以上開催する。

2 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第35条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第48条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第2項第2号又は4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第49条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第50条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第51条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第52条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第53条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第34条第7項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第54条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第55条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第56条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第16条に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第59条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第16条に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、そ

の事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第 57 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 58 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 59 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 60 条 この法人の解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第 5 条 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に寄附するものとする。

## 第 6 章 支部及び委員会等

(支部及び委員会等)

第 61 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、支部及び委員会等を設置することができる。

- 2 支部会長及び委員会等の委員等は、理事会において選任及び解任する。

- 3 支部及び委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、評議員会及び理事会の権限に抵触しない範囲で、理事会の決議により別に定める。

## 第7章 事務局

(設置等)

第62条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会において選任及び解任する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第63条 事務所には、法令の定めるところにより次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
  - (7) 事業計画書及び収支予算書
  - (8) 事業報告書及び計算書類等
  - (9) 監査報告書
  - (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれら数値のうち重要なものを記載した書類
  - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第65条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

## 第8章 賛助会員

(賛助会員)

第64条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができ

- る。
- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により、別に定める賛助会員に関する規程による。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

- 第65条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

- 第66条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

### (公 告)

- 第67条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 4 この法人の最初の代表理事は中野利弘、渡邊忠、業務執行理事は永石安明、廣瀬道男、新屋敷道保とする。
- 5 平成25年8月20日 一部改正



## 賛助会員に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、定款第64条第2項の規定に基づき、公益財団法人オイスカ（以下「この法人」という。）の賛助会員に関し必要な事項を定めるものとする。

### (種別)

第2条 賛助会員の種別は次の3種とする。

- (1) 特別会員
  - (イ) 法人会員
  - (ロ) 個人会員
- (2) 維持会員
  - (イ) 法人会員
  - (ロ) 個人会員
- (3) マンスリーサポーター

### (会費)

第3条 賛助会員の納入する会費は次の通りとする。

- (1) 特別会員

|          |        |           |
|----------|--------|-----------|
| (イ) 法人会員 | 年額（1口） | 100,000 円 |
| (ロ) 個人会員 | 年額（1口） | 50,000 円  |
- (2) 維持会員

|          |        |          |
|----------|--------|----------|
| (イ) 法人会員 | 年額（1口） | 40,000 円 |
| (ロ) 個人会員 | 年額（1口） | 20,000 円 |
- (3) マンスリーサポーター 月額（1口） 2,000 円

### (会費の用途)

第4条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%又はそれ以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

### (入会)

第5条 賛助会員になろうとするものは、別に定める様式による申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

### (退会)

第6条 賛助会員は次の事由により、その資格を喪失する。

- (1) 脱会
- (2) 死亡
- (3) 除名
- (4) 会費未納

(脱 会)

第7条 賛助会員は、いつでもその旨を理事長に届け出て退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(除 名)

第8条 賛助会員が、この法人の名誉を著しく傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあった時は、理事会の決議により除名することができる。

(会費未納)

第9条 賛助会員の当該年度の会費が3月31日をもって未納の場合、次の年度の開始とともにその資格を喪失する。

2 マンスリーサポーターに関しては、月額会費が3ヶ月間連続して納入されない場合、その資格を喪失する。

(抛出会費の不返還)

第10条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しないものとする。

(改 廃)

第11条 この規程を改廃する場合は、理事会の議決を経て行う。

(細 則)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

本規程は、平成23年2月1日から施行する。

平成23年9月9日 一部改訂

平成28年3月8日 一部改訂

整理番号 51

|    |       |  |       |  |       |  |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 |  | 経理責任者 |  | 経理担当者 |  |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|

支出証 抛書

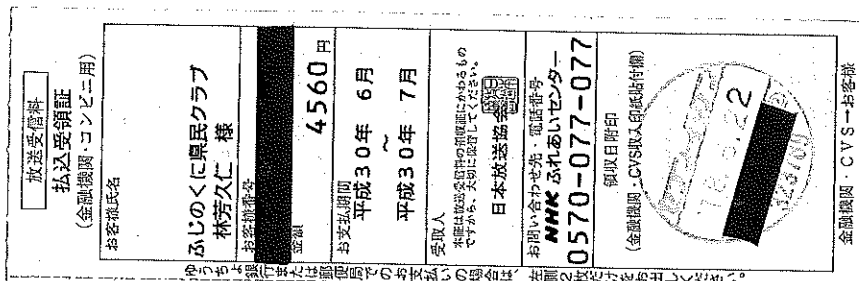
780003

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

|      |                                                      |    |         |
|------|------------------------------------------------------|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |    |         |
| 内容   | NHK放送受信料 (6月・7月分)                                    |    |         |
| 年月日  | 平成 30年 6月 22日~平成 年 月 日                               | 金額 | 4,560 円 |

|                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 目的                   | 政務活動を補助するための情報収集  |
| 使途                   | NHK放送受信料 (6月・7月分) |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | -                 |

《領収書貼付枠》



| 按分の理由            | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 4,560 円  | 100%   | 4,560 円       |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 52

|    |       |      |       |      |       |      |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|
| 決裁 | 会派代表者 | (西本) | 経理責任者 | (田内) | 経理担当者 | (西本) |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|

支出証拠書

780003

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

|      |                                                      |    |      |
|------|------------------------------------------------------|----|------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |    |      |
| 内容   | 郵送料                                                  |    |      |
| 年月日  | 平成 30年 6月 22日~平成 年 月 日                               | 金額 | 738円 |

|                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| 目的                   | 政務活動に関する文書送付のため |
| 使途                   | 郵送代             |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | -               |

《領収書貼付枠》

**領収書**

毎度ありがとうございます


林 芳久仁 様

「証紙切手引」受  
第一種定形 9通 10.0g ¥738  
@82 ----- ¥738  
小計 ----- ¥738

郵便物引受合計通数 9通 ¥738  
課税計 (内消費税等) ¥54  
非課税計 ¥0

合計 738  
お預り金額 ¥740  
おつり ¥2

印紙税申告納付につき麴町税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社  
東京都千代田区霞が関1-3-2  
取扱日時：2018年6月22日 12:29  
担当 林 芳久仁  
No. 18U0ZZA3009 端N86箱01  
住所 清水吉川郵便局  
TEL: 054-346-6002

| 按分の理由            | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 738円     | 100%   | 738円          |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 53

|    |       |      |       |      |       |      |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|
| 決裁 | 会派代表者 | (西本) | 経理責任者 | (田内) | 経理担当者 | (西本) |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|

支出証拠書

780003

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

|      |                                                                |    |         |
|------|----------------------------------------------------------------|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費 |    |         |
| 内容   | 事務所用電話代                                                        |    |         |
| 年月日  | 平成 30 年 6 月 25 日～平成 年 月 日                                      | 金額 | 1,855 円 |

|                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 目的                   | 政務活動を行うための連絡に使用するため |
| 使途                   | 平成 30 年 6 月分事務所用電話代 |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | —                   |

《領収書貼付枠》

故障紛失サポート代  
 $(4,121 \text{ 円} - 380 \text{ 円} \times 1.08) \times 1/2 = 1,855 \text{ 円}$   
 ↓  
 410 円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2018 年 6 月ご請求分 (5 月利用分)

ご請求先氏名

林 芳久仁 様

下記ご利用料金を 6 月 25 日口座振替により  
 領収いたしました。

印紙税申告納  
 付につき新宿  
 税務署承認済

KDDI 株式会社  
 〒163-8003 東京都新宿区西新宿 4-1-3 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE

領収金額 AMOUNT RECEIVED 4,121 円

うち消費税等 TAX 305 円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION

支店名 BRANCH

口座番号 ACCOUNT NUMBER

\*\*\*\*\*

| 按分の理由      | 領収書金額(a)                 | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------|--------------------------|--------|---------------|
| 政務活動と私用で按分 | 3,711 { Δ 410<br>4,121 円 | 1/2    | 1,855 円       |
|            |                          | %      |               |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 54

|    |       |      |       |      |       |      |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|
| 決裁 | 会派代表者 | (岡本) | 経理責任者 | (田内) | 経理担当者 | (寺本) |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|

支出証拠書

78000.3

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

|      |                                                      |    |         |
|------|------------------------------------------------------|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |    |         |
| 内容   | 議員用携帯電話代                                             |    |         |
| 年月日  | 平成 30年 6月 25日~平成 年 月 日                               | 金額 | 4,378 円 |

|                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 目的                   | 政務活動を行うための連絡に使用するため |
| 使途                   | 平成 30年 6月分議員用携帯電話代  |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | —                   |

《領収書貼付枠》

故障紛失サポート代  
 $(9,167 - 380 \text{円} \times 1.08) \times 1/2 = 4,378 \text{円}$   
 ↓  
 410 円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2018年 6月ご請求分 (5月利用分)

ご請求先氏名

林 芳久仁 様

下記ご利用料金を 6月25日口座振替により  
 領収いたしました。

印紙税申告納  
 付につき新宿  
 税務署承認済

KDDI株式会社  
 〒163-8003 東京都新宿区西新宿1-1-1 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE

領収金額 AMOUNT RECEIVED 9,167 円

うち消費税等 TAX 679 円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION

支店名 BRANCH

口座番号 ACCOUNT NUMBER

\*\*\*\*\*

| 按分の理由      | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------|----------|--------|---------------|
| 政務活動と私用で按分 | 8,757    | 1/2    | 4,378 円       |
|            | 9,167 円  | %      |               |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

|      |    |
|------|----|
| 整理番号 | 55 |
|------|----|

|    |       |      |       |      |       |      |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|
| 決裁 | 会派代表者 | (西本) | 経理責任者 | (田内) | 経理担当者 | (橋本) |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|

支出証拠書

78/001

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

|      |                                                                |    |          |
|------|----------------------------------------------------------------|----|----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費 |    |          |
| 内容   | 事務所賃借料 (7月分)                                                   |    |          |
| 年月日  | 平成 30年 7月 1日～平成 30年 7月 31日                                     | 金額 | 67,808 円 |

|                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| 目的                   | 調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借 |
| 使途                   | 平成 30年 7月分賃借料          |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | —                      |

《領収書貼付枠》

30-06-26 | BF | \*135,616 | タイトウヤチン(セテ)

|                               |           |          |               |
|-------------------------------|-----------|----------|---------------|
| 按分の理由<br>政務活動・後援会活動で<br>使用のため | 領収書金額(a)  | 按分率(b)   | 政務活動費支出額(a×b) |
|                               | 135,616 円 | 1/2<br>% | 67,808 円      |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 56

|    |       |  |       |  |       |  |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 |  | 経理責任者 |  | 経理担当者 |  |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|

支出証 拠 書 (各種団体会費)

77400/

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

|       |                        |     |         |
|-------|------------------------|-----|---------|
| 経費項目  | 調査研究費・研修費              |     |         |
| 内 容   | 野村生涯教育センター：正会員会費 (6月分) |     |         |
| 年 月 日 | 平成 30年 6月 27日～平成 年 月 日 | 金 額 | 1,000 円 |

|              |                                                                                                                                                                    |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会の趣旨・目的      | 生涯を通じた学習及び実践活動 (以下生涯教育という) を推進し、もって人間資質の向上と豊かな文化の創造に寄与することを目的とする。                                                                                                  |
| 会の活動内容等      | <ul style="list-style-type: none"> <li>*生涯教育に関する講座・勉強会等の開催</li> <li>*生涯教育に関する大会・講演会の開催</li> <li>*生涯教育に関する教育相談、グループ討議</li> <li>*その他、この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ul> |
| 政務活動・県政との関連性 | 月 1 回の研修会に参加し、テーマに沿った話し合いをする事により、講師や参加者の皆さんのお考えを聞き、自分の意見を話すことにより、政務活動の参考にしています。                                                                                    |

領 収 証

ふじのくに県民クラブ  
林 芳久仁 様

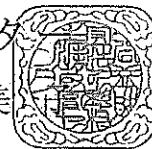
No 001091

¥1,000-

但 正会員会費 平成30年6月分  
平成 30年 6月 27日 上記正に領収いたしました

公益財団法人 野村生涯教育センター

理事長 金子由美



要領は 30年 4月 整理番号 17 参照

| 按分の理由                 | 政務 | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|-----------------------|----|----------|--------|---------------|
| 活動に資する団体会費のため、全額充当する。 |    | 1,000 円  | 100%   | 1,000 円       |

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



整理番号 57

|    |       |  |       |  |       |  |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 |  | 経理責任者 |  | 経理担当者 |  |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|

支出証拠書

78/002

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

|      |                                                               |    |         |
|------|---------------------------------------------------------------|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <b>事務所費</b> ・人件費 |    |         |
| 内容   | 事務所電気代 (6月分)                                                  |    |         |
| 年月日  | 平成 30年 6月 27日～平成 年 月 日                                        | 金額 | 4,900 円 |

| 目的                   | 政務活動を行う事務所の電気使用のため                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |         |            |    |   |   |   |   |             |   |   |   |             |  |  |  |  |   |   |   |   |  |       |             |    |      |            |       |      |         |      |      |      |        |      |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------|----|---|---|---|---|-------------|---|---|---|-------------|--|--|--|--|---|---|---|---|--|-------|-------------|----|------|------------|-------|------|---------|------|------|------|--------|------|
| 使途                   | 事務所電気代6月分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |         |            |    |   |   |   |   |             |   |   |   |             |  |  |  |  |   |   |   |   |  |       |             |    |      |            |       |      |         |      |      |      |        |      |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | —                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |            |    |   |   |   |   |             |   |   |   |             |  |  |  |  |   |   |   |   |  |       |             |    |      |            |       |      |         |      |      |      |        |      |
| 《領収書貼付枠》             | <p style="text-align: center;"><b>振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証) (300621)</b></p> <p>口座記号番号 00100 5 900116 加入者名 中部電力株式会社<br/>                 平成30年 6月分ご使用期間 5月23日～ 6月20日 (日程 17)</p> <table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>万</td> <td>千</td> <td>百</td> <td>十</td> <td>円</td> <td>消費税等相当額(再掲)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> <td>725 円</td> </tr> </table> <p>ご依頼人氏名 林 芳久仁 様</p> <table border="1"> <tr> <th>お客さま番号・契約種別</th> <th>容量</th> <th>ご使用量</th> <th>上記金額の内訳(円)</th> </tr> <tr> <td>従量電灯B</td> <td>A 30</td> <td>kWh 211</td> <td>5497</td> </tr> <tr> <td>低圧電力</td> <td>kW 3</td> <td>kWh 75</td> <td>4303</td> </tr> </table> <p>お支払期日は <b>7月23日</b> です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。<br/>                 ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日までに お支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。<br/>                 払込用紙の有効期限は <b>8月13日</b> となっております。</p> <p>中部電力株式会社 清水</p> <p>0120-985-220<br/>(携帯電話・PHSからもご利用いただけます。)</p> <p style="text-align: right;">日 附 印<br/></p> |         |            | 金額 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千           | 百 | 十 | 円 | 消費税等相当額(再掲) |  |  |  |  | 9 | 8 | 0 | 0 |  | 725 円 | お客さま番号・契約種別 | 容量 | ご使用量 | 上記金額の内訳(円) | 従量電灯B | A 30 | kWh 211 | 5497 | 低圧電力 | kW 3 | kWh 75 | 4303 |
| 金額                   | 千                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 百       | 十          | 万  | 千 | 百 | 十 | 円 | 消費税等相当額(再掲) |   |   |   |             |  |  |  |  |   |   |   |   |  |       |             |    |      |            |       |      |         |      |      |      |        |      |
|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |         |            | 9  | 8 | 0 | 0 |   | 725 円       |   |   |   |             |  |  |  |  |   |   |   |   |  |       |             |    |      |            |       |      |         |      |      |      |        |      |
| お客さま番号・契約種別          | 容量                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ご使用量    | 上記金額の内訳(円) |    |   |   |   |   |             |   |   |   |             |  |  |  |  |   |   |   |   |  |       |             |    |      |            |       |      |         |      |      |      |        |      |
| 従量電灯B                | A 30                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | kWh 211 | 5497       |    |   |   |   |   |             |   |   |   |             |  |  |  |  |   |   |   |   |  |       |             |    |      |            |       |      |         |      |      |      |        |      |
| 低圧電力                 | kW 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | kWh 75  | 4303       |    |   |   |   |   |             |   |   |   |             |  |  |  |  |   |   |   |   |  |       |             |    |      |            |       |      |         |      |      |      |        |      |

この受領証は、大切に保管してください。

本証により当社の集金員が集金することはありません。裏面もごらんください。

(ゆうちょ銀行)

|                   |          |        |               |
|-------------------|----------|--------|---------------|
| 按分の理由             | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 政務活動と後援会活動<br>で按分 | 9,800 円  | 1/2    | 4,900 円       |
|                   |          | %      |               |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 58

|    |       |  |       |  |       |  |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 |  | 経理責任者 |  | 経理担当者 |  |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|

支出証拠書

777002

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

|      |                                                      |    |         |
|------|------------------------------------------------------|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |    |         |
| 内容   | コピー料                                                 |    |         |
| 年月日  | 平成 30年 6月 29日～平成 年 月 日                               | 金額 | 3,144 円 |

|                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 目的                   | 資料等のコピー           |
| 使途                   | 平成30年6月請求分コピー料    |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | 調査活動、県政関連資料などの作成。 |

領収証

No. 026372

ふじのくに県民クラブ 林芳久仁 殿

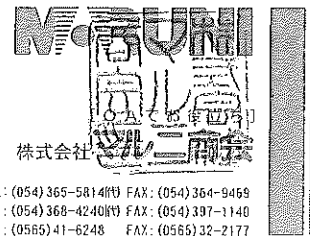
¥ 3,144

但 コピー料

入金日 30年6月29日 上記正に領収いたしました

|     |   |
|-----|---|
| 現金  | ✓ |
| 小切手 |   |
| 相殺  |   |
| 手形  |   |
| 振込  |   |

扱 者



本社 / 静岡市清水区尾羽107-3 千424-0103 TEL: (054) 365-5814(代) FAX: (054) 364-9459  
 CAD専業部 / 静岡市清水区尾羽107-3 千424-0103 TEL: (054) 368-4240(代) FAX: (054) 397-1140  
 皇田営業所 / 皇田町久手町104-21(皇田ビル314号) 千471-0036 TEL: (0565) 41-6248 FAX: (0565) 32-2177

| 按分の理由            | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 3,144 円  | 100%   | 3,144 円       |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 59

|    |       |      |       |      |       |      |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|
| 決裁 | 会派代表者 | (岡本) | 経理責任者 | (田内) | 経理担当者 | (岡本) |
|----|-------|------|-------|------|-------|------|

支出証拠書

780003

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

|      |                                                      |    |        |
|------|------------------------------------------------------|----|--------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費 |    |        |
| 内容   | BBパック保守料                                             |    |        |
| 年月日  | 平成 30年 6月 29日~平成 年 月 日                               | 金額 | 4,082円 |

|                      |                |
|----------------------|----------------|
| 目的                   | インターネットの環境保守対応 |
| 使途                   | 平成30年6月請求分保守料  |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | —              |

領収証

No. 026371

ふじのくに県民クラブ 林芳久仁 殿

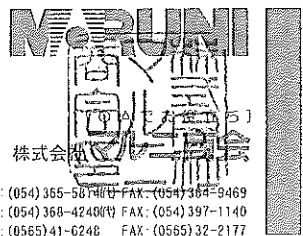
¥ 4082

但 B.Bパック保守料金

入金日 20年6月29日 上記正に領収いたしました

|     |   |
|-----|---|
| 現金  | ✓ |
| 小切手 |   |
| 相殺  |   |
| 手形  |   |
| 振込  |   |

抜者



本社 / 静岡市清水区尾羽107-3 〒424-0103 TEL: (054) 365-5674 FAX: (054) 368-9469  
 CAO事業部 / 静岡市清水区尾羽107-3 〒424-0103 TEL: (054) 368-4240 FAX: (054) 397-1140  
 皇田営業所 / 静岡市清水区尾羽107-3 〒424-0103 TEL: (0545) 41-6248 FAX: (0545) 32-2177

| 按分の理由            | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 4,082円   | 100%   | 4,082円        |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 60

|    |       |      |       |      |       |     |
|----|-------|------|-------|------|-------|-----|
| 決裁 | 会派代表者 | (岡本) | 経理責任者 | (田内) | 経理担当者 | (素) |
|----|-------|------|-------|------|-------|-----|

支出証拠書

780003

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

|      |                                                               |    |         |
|------|---------------------------------------------------------------|----|---------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費 |    |         |
| 内容   | 郵送料                                                           |    |         |
| 年月日  | 平成 30年 6月 29日～平成 年 月 日                                        | 金額 | 1,066 円 |

|                      |                 |
|----------------------|-----------------|
| 目的                   | 政務活動に関する文書送付のため |
| 使途                   | 郵送代             |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | —               |

《領収書貼付枠》

**領収書**

毎度ありがとうございます

林 芳久仁 様

14.5g 13通 ¥1,066

小計 ¥1,066

郵便物引受合計通数 13通


課税計 ¥1,066

(内消費税等 ¥78)

非課税計 ¥0

合計 ¥1,066

お預り金額 ¥1,066



印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

〒100-8798 日本郵便株式会社  
東京都千代田区豊が丘1-3-2  
取扱日時：2018年6月29日 12:57  
取扱担当 No.180629A38Z4 端N86箱01  
送付先：清水吉川郵便局  
TEL:054-346-6002

| 按分の理由            | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかるものである。 | 1,066 円  | 100%   | 1,066 円       |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 61

|    |       |  |       |  |       |  |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 |  | 経理責任者 |  | 経理担当者 |  |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 6 月分】 78000円 6/30 (会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

|      |                |             |             |
|------|----------------|-------------|-------------|
| 区分   | 前回給油(領収書貼付分) A | 今回(直近の)給油 B | 総走行距離 C=B-A |
| 年月日  | 年 月 日          | 年 月 日       |             |
| 走行距離 | km             | km          | km          |

| (経費項目別充当額) |           |                       |         |
|------------|-----------|-----------------------|---------|
| 経費項目       | 走行距離 (km) | 積算方法※                 | 充当額 (円) |
| 事務費        | 978.4     | 18円 × 978.4 km / - km | 17,611  |

単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)  
 領収書による充当方式  
 ・ 積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)  
 ・ 充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

<支払証明> 上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 林 芳久仁

<<領収書貼付枠>>

|                  |          |        |               |
|------------------|----------|--------|---------------|
| 按分の理由            | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
| 全て政務活動にかかるものである。 | 17,611円  | 100%   | 17,611円       |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

要領様式 1 - 2

| 月日       | 内 容                                                                                                                                                                         | 行 程                   | 走行距離 (km) |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------|
| 6/1<br>金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>県庁で清水港と青島港航路について港務局、海運社と協議</li> <li>中小企業電機工事社長と公共民間事業聞き取り</li> <li>平成政経塾（経済講演会）出席</li> </ul>                                         | 清水区－葵区－清水区            | 45.6      |
| 2<br>土   | <ul style="list-style-type: none"> <li>企業の社員へ県政報告（昼休みに30分）</li> <li>ふじのくに県民クラブへ（会派）政務活動費書類提出（5月分）</li> </ul>                                                                | 清水区－県庁－清水区            | 30.1      |
| 3<br>日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>静岡市有度第二小学校運動会出席</li> <li>6/7 清水区団体の知事面会日程での打ち合わせ</li> <li>県ボーイスカウト連盟総会出席（テルサ）</li> </ul>                                             | 清水区内                  | 28.7      |
| 4<br>月   | <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ団体研修会出席（指導者養成の取り組み）</li> <li>県河川について地元要望を聞く</li> </ul>                                                                           | 清水区－駿河区－清水区           | 37.4      |
| 5<br>火   | <ul style="list-style-type: none"> <li>全米桜の女王静岡県来静歓迎会出席</li> <li>地元都市計画道路鉄道駅の関係（地権者の話を聞く）</li> <li>クルーズ「松清水港-香港港視察（7月）の打ち合わせ（県庁）</li> </ul>                                 | 清水区－葵区－清水区            | 47.6      |
| 6<br>水   | <ul style="list-style-type: none"> <li>県難波副知事と清水港について協議</li> <li>急傾斜地の地主さんと話し合い</li> </ul>                                                                                  | 清水区－県庁－清水区            | 30.6      |
| 7<br>木   | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の相談に対応（事務所で）</li> <li>中小企業のグループミーティングで県政報告（水産業の実態について）</li> </ul>                                                                  | 清水区－葵区－清水区            | 25.4      |
| 8<br>金   | <ul style="list-style-type: none"> <li>由比漁業組合青年部長に桜えび春漁不漁状況聞き取り</li> <li>蒲原の水産加工業2社に桜えび・しらす不漁について聞き取り</li> <li>県中部横断自動車道中部協議会総会出席</li> </ul>                                | 清水区（由比：蒲原）<br>－葵区－清水区 | 70.3      |
| 9<br>土   | <ul style="list-style-type: none"> <li>清水勤労者協議会総会（県政報告）</li> <li>自動車関連団体交流会（県政報告）</li> <li>静清教育関係団体総会出席</li> </ul>                                                          | 清水区－葵区－清水区            | 53.2      |
| 10<br>日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>清水次郎長翁を知る会総会（テルサ）</li> <li>県無形文化財草薙龍勢実行委員会出席</li> </ul>                                                                              | 清水区内                  | 29.8      |
| 11<br>月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>特養ホーム理事長に状況を聞く</li> <li>山間地の茶農家（2軒）水田農家（1軒）現状について話を聞く</li> <li>小規模企業社長の話を聞く（親会社とのコスト関係について）</li> </ul>                               | 清水区内（山間地）             | 53.7      |
| 12<br>火  | <ul style="list-style-type: none"> <li>県議会議案説明会及び会派総会出席</li> <li>清水海岸浸食期成同盟会総会出席（生涯学習交流館）</li> </ul>                                                                        | 清水区－葵区－清水区<br>（折戸）    | 40.1      |
| 13<br>水  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地区まちづくり役員と施策について話し合い（県条例検討会状況）</li> <li>都市計画道路（静岡鉄道駅等）関係地権者の相談要望聞く</li> </ul>                                                        | 清水区内                  | 21.4      |
| 14<br>木  | <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車部品製造小規模企業経営者と売上、求人状況等聞き取り</li> <li>私立高校来年の入学募集について（各中学校、学習塾を回っている状況を聞く）</li> <li>大手企業（日本軽金属清水工場担当者）に売上、求人状況、働き方改革意見を聞く</li> </ul> | 清水区内（三保：蒲原<br>含む）     | 61.3      |
| 15<br>金  | <ul style="list-style-type: none"> <li>一般活動</li> </ul>                                                                                                                      | —                     | —         |

| 月日      | 内 容                                                                                                                                                        | 行 程                     | 走行距離(km) |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------|
| 16<br>土 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・蒲原の水産加工事業所の話を聞く(桜えび:しらす)</li> <li>・由比の漁業者と桜えび水揚げ不足の対策を協議(県要望)</li> </ul>                                           | 清水区内(蒲原:由比含む)           | 47.8     |
| 17<br>日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・清水港オアシス認定交付式出席</li> <li>・障害者施設(自立支援)職員の話聞く</li> </ul>                                                              | 清水区内                    | 18.6     |
| 18<br>月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県漁港振興課と中国青島港との航路拡大について協議</li> <li>・中小企業(精密製造)社長に売上の見通しについて聞く</li> <li>・下請中小企業社長に親会社とのコスト及び今年の見込み聞き取り</li> </ul>    | 清水区-県庁-清水区              | 40.7     |
| 19<br>火 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・南アルプスの写真展について(富士山の目)毎年実施(県の後援の依頼打ち合わせ)</li> <li>・港湾関係企業の秘書室の担当者県政について説明及び要望を聞く</li> </ul>                          | 清水区-県庁-清水区              | 39.3     |
| 20<br>水 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中国の福建省と清水港との航路及び山東省と空港路線について関係者の話を聞く</li> <li>・県桜えび協同組合の会議の中身について出席者の漁協役員より話を聞く</li> <li>・電力会社労組支部大会に出席</li> </ul> | 清水区(蒲原含む)               | 49.6     |
| 21<br>木 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県議会本会議</li> </ul>                                                                                                  | —                       | —        |
| 22<br>金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・蒲原漁業者及び由比漁協の青年部長と資源保護について協議</li> <li>・NPO法人ヒビシネサポートセンター理事と協議</li> </ul>                                            | 清水区-葵区-清水区<br>(蒲原:由比含む) | 68.8     |
| 23<br>土 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区まちづくり会長宅他8軒訪問(地区防災訓練について日程等伺う)</li> </ul>                                                                        | 清水区内                    | 25.4     |
| 24<br>日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜岡原子力発電所:自主防災会と視察</li> </ul>                                                                                       | —                       | —        |
| 25<br>月 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県庁にて26日~議会開催資料作成</li> <li>・地区まちづくり自主防災会会長宅へ訪問(4地区)</li> <li>・労働団体と話し合い(富士・富士宮連合地協役員と)</li> </ul>                   | 清水区-葵区-清水区<br>-富士市-清水区  | 91.6     |
| 26<br>火 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県議会本会議</li> </ul>                                                                                                  | —                       | —        |
| 27<br>水 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県議会本会議</li> </ul>                                                                                                  | —                       | —        |
| 28<br>木 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県議会本会議</li> </ul>                                                                                                  | —                       | —        |
| 29<br>金 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県議会本会議</li> </ul>                                                                                                  | —                       | —        |
| 30<br>土 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・清水区都市計画道路促進について関係者と協議</li> <li>・県果樹研究センター跡地活用(周辺まちづくり役員と協議)</li> </ul>                                             | 清水区内                    | 21.4     |
| 合 計     |                                                                                                                                                            |                         | 978.4    |

(単位: km)

整理番号 62

|    |       |  |       |  |       |  |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|
| 決裁 | 会派代表者 |  | 経理責任者 |  | 経理担当者 |  |
|----|-------|--|-------|--|-------|--|

支出証拠書

782001

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

|      |                                                                                                                  |    |          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----------|
| 経費項目 | 調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">人件費</span> |    |          |
| 内容   | 事務員雇用                                                                                                            |    |          |
| 年月日  | 平成 30年 5月 26日～平成 30年 6月 25日                                                                                      | 金額 | 91,520 円 |

|                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 目的                   | 調査研究など政務活動を補助する職員を雇用 |
| 使途                   | 平成30年6月分給与           |
| 政務活動・<br>県政との<br>関連性 | —                    |

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

平成 30 年 6 月分

氏名

| 給与          | 通勤手当   | 支給額合計       | 控除額    |           |           | 差引支給額       |
|-------------|--------|-------------|--------|-----------|-----------|-------------|
|             |        |             | 所得税    | 雇用<br>保険料 | 控除額<br>合計 |             |
| 円<br>91,520 | 円<br>0 | 円<br>91,520 | 円<br>0 | 円<br>0    | 円<br>0    | 円<br>91,520 |
|             |        |             |        |           | 受領印       |             |
|             |        |             |        |           | 受領日       | 6月30日       |

| 按分の理由                | 領収書金額(a) | 按分率(b) | 政務活動費支出額(a×b) |
|----------------------|----------|--------|---------------|
| 全て政務活動にかかる<br>ものである。 | 91,520 円 | /      | 91,520 円      |
|                      |          | 100%   |               |

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



雇用実績表

|     |    |  |
|-----|----|--|
| 6月分 | 氏名 |  |
|-----|----|--|

| 日  | 曜日 | 雇用<br>時間数 | うち政務調査費 |  | 政務調査業務内容  |
|----|----|-----------|---------|--|-----------|
|    |    |           | 業務時間数   |  |           |
| 1  |    |           |         |  |           |
| 2  |    |           |         |  |           |
| 3  |    |           |         |  |           |
| 4  |    |           |         |  |           |
| 5  |    |           |         |  |           |
| 6  |    |           |         |  |           |
| 7  |    |           |         |  |           |
| 8  |    |           |         |  |           |
| 9  |    |           |         |  |           |
| 10 |    |           |         |  |           |
| 11 |    |           |         |  |           |
| 12 |    |           |         |  |           |
| 13 |    |           |         |  |           |
| 14 |    |           |         |  |           |
| 15 |    |           |         |  |           |
| 16 |    |           |         |  |           |
| 17 |    |           |         |  |           |
| 18 |    |           |         |  |           |
| 19 |    |           |         |  |           |
| 20 |    |           |         |  |           |
| 21 |    |           |         |  |           |
| 22 |    |           |         |  |           |
| 23 |    |           |         |  |           |
| 24 |    |           |         |  |           |
| 25 |    |           |         |  |           |
| 26 | 土  | 5         | 5       |  | 電話及び来客の応対 |
| 27 | 日  |           |         |  |           |
| 28 | 月  | 5         | 5       |  | 電話及び来客の応対 |
| 29 | 火  | 5         | 5       |  | 電話及び来客の応対 |
| 30 | 水  |           |         |  |           |
| 31 | 木  | 5         | 5       |  | 陳情・要望書の整理 |
| 計  |    | (A)       | (B)     |  |           |

上記のとおり雇用したことを証明する。 平成 年 月 日  
 ふじのくに県民クラブ:林 芳久仁 印

[政務活動費充当計算]...①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。  
 ①(B) [時間 分] × 単価 [832円] = 円  
 ②総支出額 [ 円 ] × (B)/(A) = 円

\*証明は、雇用主が署名して押印する。

雇用実績表

|     |    |  |
|-----|----|--|
| 6月分 | 氏名 |  |
|-----|----|--|

| 日  | 曜日 | 雇用<br>時間数 | 政務調査業務内容         |                |
|----|----|-----------|------------------|----------------|
|    |    |           | うち政務調査費<br>業務時間数 |                |
| 1  | 金  | 5         | 5                | 5月分政務活動費関係書類作成 |
| 2  | 土  | 5         | 5                | 電話及び来客の応対      |
| 3  | 日  |           |                  |                |
| 4  | 月  | 5         | 5                | 電話及び来客の応対      |
| 5  | 火  | 5         | 5                | 電話及び来客の応対      |
| 6  | 水  |           |                  |                |
| 7  | 木  | 5         | 5                | 議員の調査項目の整理     |
| 8  | 金  | 5         | 5                | 議員の調査項目の整理     |
| 9  | 土  | 5         | 5                | 地域住民の要望・意見聴取   |
| 10 | 日  |           |                  |                |
| 11 | 月  | 5         | 5                | 電話及び来客の応対      |
| 12 | 火  | 5         | 5                | 電話及び来客の応対      |
| 13 | 水  |           |                  |                |
| 14 | 木  | 5         | 5                | 県政資料の整理        |
| 15 | 金  | 5         | 5                | 県政資料の整理        |
| 16 | 土  | 5         | 5                | 電話及び来客の応対      |
| 17 | 日  |           |                  |                |
| 18 | 月  | 5         | 5                | 電話及び来客の応対      |
| 19 | 火  | 5         | 5                | 電話及び来客の応対      |
| 20 | 水  |           |                  |                |
| 21 | 木  | 5         | 5                | 陳情・要望書の整理      |
| 22 | 金  | 5         | 5                | 電話及び来客の応対      |
| 23 | 土  | 5         | 5                | 電話及び来客の応対      |
| 24 | 日  |           |                  |                |
| 25 | 月  | 5         | 5                | 電話及び来客の応対      |
| 26 |    |           |                  |                |
| 27 |    |           |                  |                |
| 28 |    |           |                  |                |
| 29 |    |           |                  |                |
| 30 |    |           |                  |                |
| 計  |    | (A)110    | (B)110           |                |

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成 30年 6月 30日

ふじのくに県民クラブ:林 芳久仁



[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [110時間 分] × 単価 [832円] = 91,520円

②総支出額 [ 91,520円 ] × (B)/(A) = 91,520円

\*証明は、雇用主が署名して押印する。